

近世オランダ貿易の成立と展開

八百, 啓介

<https://doi.org/10.11501/3123170>

出版情報：九州大学, 1996, 博士（文学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：

第二章 一七世紀の東アジアとオランダ 東インド会社

はじめに

近世のわが国におけるオランダ貿易の成立は、幕藩制社会の形成に規定されるとともに、一七世紀前半の東アジアの国際情勢を外的要因とするものであった。これについて加藤榮一氏は、中国産生糸の供給とポルトガル貿易の存在であったその外的規定要因とされている⁽¹⁾。

しかし、近世初期のオランダ貿易が大名領主財政と密接に関わり、その貢租米の海外市場への仲介を果たしていたことを考慮するならば、日中仲介貿易の商品である生糸や銀のみならず、東アジアにおける日本米がどのような役割を果たしていたかを明らかにし、東アジアにおける幕藩制経済の成立の意味を捉えることが必要であろう。

そこで本章では、オランダ東インド会社の日本米の輸出先の中でも、とりわけ台湾における日本米の役割に注目するとともに、一七世紀前半のオランダの台湾経営の進展と撤退という東アジアにおける国際情勢の変化が、出島オランダ貿易と幕藩制経済の形成をどのように規定したのかを明らかとすることとする。

註

- (1) 加藤榮一「『公儀』と『オランダ』」(加藤・北島万次・深谷克己編『幕藩制国家と異域・異国』、校倉書房、一九八九年)、三二二—三二三頁。

第一節 オランダ商館の米輸出

オランダ商館による米の輸出については、これまでに加藤榮一氏が一六二〇(元和六)年の仕訳帳・積荷状から帰帆オランダ船の備蓄食糧としての米の存在を明らかにされている⁽²⁾。

平戸オランダ商館の仕訳帳によれば、同年十一月二四日に八〇〇バールの米(一バールは四〇マート)が三〇—五グルデン三スタイフェル三ペニングで「サコベイ」殿の買掛金人名勘定で取引されているのを初見としているが⁽²⁾、同年には仕訳帳における米の取引は、すべて買掛金勘定と現金勘定に限られており、借方を本店勘定とする輸出品積み出し勘定での記載は、翌一六二一(元和七)年一月五日に米一一九バール(一バールは三九マート)が三九七六グルデン一〇スタイフェルで積み出されるまでは見られない⁽³⁾。このことは、一六二〇(元和六)年に取引された米は、すべてオランダ船の備蓄食糧されたことを

示している。しかし前掲の表1-2のごとく、一六二四(寛永元)年から一六二六(寛永三)年にかけて取引された米は、その大半が輸出されており、一六二〇年代に入るとともに、平戸オランダ商館は日本米を商品としての輸出していたことがわかる。

前述のごとく、一六二一(元和七)年九月、幕府はオランダ・イギリス両商館に対して米を含む軍需物資の輸出を禁止し、その後一六三九(寛永十六)年七月にもオランダ船が航海中の食糧以上の米を輸出することを禁止する方針を示している。同年の幕府の命令を受けて、平戸藩の家老長村内蔵助はオランダ人に対して

米を分けて一隻に千バール以下とし、この分量がそれ程目立たない様にするように⁽⁴⁾との方策を授けている。当時オランダ船は年間一、二隻が来航していたことから、この方法を採用することにより、年間一万バール(一バールが四斗俵であったとすると四〇〇〇石)以上の輸出は確保されることとなる。いずれにせよ同年には平戸オランダ商館は、前年の二倍以上の一万二〇〇〇バールの米を輸出しており⁽⁵⁾、その後も米の輸出は続いている。

オランダ商館による日本からの米の輸出量を仕訳帳により一覧すると、表2-1のごとくとなる。同商館の米の輸出量については、また「長崎実記年代録」によれば、寛永一八年(一六四一)から慶安二年(一六四九)までの寛永一十九年(一六四二)を除く八年間の分が記載されている(表2-2)。

こうしたオランダ商館の輸出米は、どこへもたらされたのであろうか。

平戸オランダ商館の米輸出が始まった当初の一六二二(元和七)年の「送り状」によると、同年オランダ商館が輸出した七二二六バールの輸出米の内、二七二六バールは、タイオワンを経由してバタビアにもたらされ、残りの四五〇〇バールはマラッカにまで運ばれている⁽⁶⁾。

その後輸出が本格化する一六三四(寛永一)年には、七四五〇バールのうち六九五〇バールがバタビアへもたらされている⁽⁷⁾。表2-3に明らかなごとく、平戸オランダ商館の「送り状」によれば、同商館の輸出米は、一六三七(寛永一四)年までは、主としてバタビアにもたらされている。

オランダ東インド会社は、一六一九年にインドネシアのジャワ島に東インドにおける根拠地としてのバタビア(現在のジャカルタ)を建設するが、一七世紀のオランダによるバタビア経営にとって米は必需物資であり、一六一九-二〇年頃から安価なシャム(現在のタイ)産の米が大量にバタビア市場に出回るようになったという⁽⁸⁾。さらに一六三二(寛永九)年にはオランダは、シャムから一〇〇〇ラスト(アムステルダム・ラストは二四トンすなわち三〇・〇四ヘクトリットル、ゼーラント・ラストは二八・三六ヘクトリットル⁽⁹⁾)の米の輸出許可を獲得することに成功したが、ジャワ島の政情不安もあって、バタビアは恒常的な米不足であったという⁽¹⁰⁾。バタビアの米不足が解決するのは、その後、一六四六年にジャワ東部のマタラム王国との間に平和条約が結ばれ、バタビアへの脅威が取り除かれてからである⁽¹¹⁾。この結果、東南アジアからの胡椒や米がバタビア市場に大量かつ安定的に

表2-1 オランダ商館米輸出量 (A)

年 代	数量	年 代	数量
1634(寛永11)	7,450	1650(同 3)	4,351
1635(同 12)	7,245	1651(同 4)	8,400
1636(同 13)	18,335	1652(承応元)	9,900
1637(同 14)	8,900	1653(承応2)	7,930
1638(同 15)	8,550	1654(同 3)	8,825
1639(同 16)	12,000	1655(明暦元)	8,350
1640(同 17)	1,400	1656(同 2)	16,025
1641(同 18)	2,735	1657(同 3)	8,170
1642(同 19)	250	1658(万治元)	4,020
1643(同 20)	230	1659(同 2)	200
1644(正保元)	730	1660(同 3)	350
1645(同 2)	1,630	1661(寛文元)	2,000
1646(同 3)	1,940	1662(同 2)	300
1647(同 4)	1,870	1663(同 3)	—
1648(慶安元)	5,048	1664(同 4)	—
1649(同 2)	6,971	1665(同 5)	50

註)「仕訳帳」(Negotie Journalen)「送り状」(Facturen)より作成。単位:パール(baal)但し1パール=約40マート=約0.4石。

表2-2 オランダ商館米輸出量 (B)

年 代	数量
寛永18年(1641)	2,000
20年(1643)	150
正保元年(1644)	15
2年(1645)	152
3年(1646)	500
4年(1647)	1,850
慶安元年(1648)	2,000
2年(1649)	1,500

註)「長崎実記年代録」により作成。単位:俵。但し1俵は約4斗。

表2-3 オランダ商館日本米輸出先

	タイワン	バ'タ'ビ'ア	トンキン	マラッカ
1634(寛永11)	500	6,950	0	0
1635(同 12)	1,245	6,000	0	0
1636(同 13)	12,075	6,260	0	0
1637(同 14)	3,400	5,500	0	0
1638(同 15)	—	—	—	—
1639(同 16)	—	—	—	—
1640(同 17)	1,400	0	0	0
1641(同 18)	2,735	0	0	0
1642(同 19)	250	0	0	0
1643(同 20)	230	0	0	0
1644(正保元)	730	0	0	0
1645(同 2)	1,620	10	0	0
1646(同 3)	1,940	0	0	0
1647(同 4)	600	1,270	0	0
1648(慶安元)	5,028	20	0	0
1649(同 2)	6,971	0	0	0
1650(同 3)	4,100	251	0	0
1651(同 4)	8,400	0	0	0
1652(承応元)	9,720	0	180	0
1653(同 2)	7,880	0	50	0
1654(同 3)	8,825	0	0	0
1655(明暦元)	8,350	0	0	0
1656(同 2)	7,725	7,300	1,000	0
1657(同 3)	8,020	150	0	0
1658(万治元)	4,020	0	0	0
1659(同 2)	0	200	0	0
1660(同 3)	30	320	0	0
1661(寛文元)	1,000	500	0	500
1662(同 2)	0	300	0	0
1663(同 3)	—	—	—	—
1664(同 4)	—	—	—	—
1665(同 5)	0	0	0	50

註)「送り状」(Facturen)より作成。単位:パール(baal)。但し1パール=約40マート=約0.4石。

もたらされるようになったと見られる。

オランダは、一六二二（元和八）年のコルネリス・ライエルセンの艦隊によるマカオ攻撃の帰途、中国本土との貿易基地として澎湖島に城砦を築くが、一六二四（寛永元）年福建総督の兵により澎湖島を駆逐されたため、対岸の台湾島のタイオワン（台湾南西部安平付近）に拠り、商館とゼーランディア城を建設する。

一六三〇年代に入ると、タイオワンはオランダの日本貿易にとって重要な基地となる。

すなわち、一六三三（寛永一〇）年から翌年にかけてのハンス・プットマンズの艦隊による中国沿岸攻撃の失敗により、オランダは中国本土との直接貿易を断念する。それに代わってタイオワンは、オランダの日本貿易の中継基地としての地位を確立するようになる。一六三〇年代に入ると、オランダは台湾に米航する中国人商人から生糸を買付け、それを日本へ輸入するようになるのである。

加藤榮一氏の研究によれば、平戸オランダ商館は一六二四（寛永元）年には二八四七・五斤の中国産生糸しか輸入しなかったが、一六三四（寛永一一）年には六万四五三〇斤を輸入した⁽²⁾さらに翌一六三五（寛永一二）年に日本からの奉書船が禁止されるとオランダ東インド会社のタイオワン商館における中国産生糸の買付け量は急増し、同年には一三万二〇三九斤、翌三六（寛永一三）年には一四万二二五一斤が輸入されている⁽³⁾。

一方、平戸オランダ商館から台湾へは銀が輸出されており、一六三六（寛永一三）年には前年の二倍を上回る三〇一万二四五〇グルデンの銀が輸出されている⁽⁴⁾。これとともに米の輸出も、一六三四（寛永一一）年には五〇〇バールに過ぎなかったものが⁽⁵⁾、翌三五（寛永一二）年には一二四五バールと倍増し⁽⁶⁾、さらに翌三六（寛永一三）年には一万二〇七五バールと一〇倍の増加を見せて⁽⁷⁾、早くもそのピークに達している。

このように平戸オランダ商館の貿易の発展は、台湾におけるタイオワン商館の活動と軌を一にしていたのであるが、台湾よりの中国産生糸の輸入量は、日本からの銀のみならず米の台湾への輸出量に比例して伸びていた。オランダ東インド会社のタイオワン商館は、中国本土からもたらされる生糸と日本より輸入される銀と米とによって維持されていたのである。

一六三九（寛永一六）年には、マカオからのポルトガル船による中国産生糸の輸入が途絶し、オランダにとって、タイオワンの重要性は益々増大していく。

一七世紀初期のタイオワンでは、砂糖のほか少量の陸稲・大麦・小麦しか生産されていなかったが⁽⁸⁾、一六三六年にタイオワン長官ハンス・プットマンズらによって米や砂糖などの農作物が奨励され、また米倉が建設された⁽⁹⁾。

米はオランダ人および現地の雇用人の食糧として重要であったほか、給与の一部として支払われていたという⁽¹⁰⁾。タイオワン商館における食料費の支出は、一六二八（寛永五）年には一万五三四八グルデンー二ペニングと陸上における支出の約二八%であったが、一〇年後の一六三八（寛永一五）年には約四万三〇六二グルデン四スタイフェルー二ペニング

と三倍近く増加している⁽²¹⁾

当時のオランダの史料によれば、タイオワンへの米の供給には、いくつかの方法が取られていた。

まず第一に、中国本土からの米の供給である。タイオワン商館は、既に一六二〇年代から台湾に來航する中国人との間に中国産米系を中心とする取引をおこなっていたが、中国本土からのジャンク船が米を積んで來る例は、一六二〇年代末から毎年のように見られ、一六三〇年代後半には、主に対岸の福建省のリソウ（烈嶼）島からのジャンクが米や砂糖を運んで來ていた⁽²²⁾。

第二には、東南アジアにおける米の生産の中心であったシャムからの米の輸入があった。オランダ船によるシャム商館からタイオワン商館への米の積荷は、一六三〇年代から見られるが、一六四四年のタイオワン商館よりの報告書によれば、同年タイオワン商館は建築用の木材とともに、米一五〇ラスト（約二五〇〇石）をシャム商館に注文していたが、このうち約六五ラストはオランダ船カペルレ号によってもたらされたものの、残りはシャムから來たジャンク船を捕獲して補給している⁽²³⁾。

そのほかには、バタビアからの米の輸入がおこなわれていたが、これはオランダ船によるもののほかに、バタビアの中国人からの船によるものがあった。例えば『バタビア城日誌』一六五九年五月三日条には、バタビアからタイオワンへ向かう中国船二隻の積荷の中に米一〇ラストが見られる⁽²⁴⁾。

しかし、タイオワン商館の日記においても、圧倒的に記載が多いものは、日本からの輸入である。これにはオランダ船によるもののほか、中国人のものとみられるジャンク船による輸入も見られた。

日本からのジャンク船による米の輸入は、タイオワン商館日記によれば、一六三三年四月二二日に長崎からのジャンク船によって、一六〇バールの米が輸入されたことを初見とする⁽²⁵⁾。これらジャンク船は、日本から平均一〇〇から一五〇バールの米や日本銅などのその他の商品をもたらししていた。これらの日本米の一部は、中国船によって台湾から本土へ逆輸入されており、台湾は米市場の中心的役割を果たしていたことがわかる。

一方、オランダ船による日本からタイオワンへの米の輸入は、前述のごとく、一六三六年には早くも一万二〇七五バール（四八三〇石）の量にのぼっており⁽²⁶⁾、その後一六四〇年からは、オランダ船の日本よりの輸出米は、ほとんどタイオワンにもたらされている。翌四一年（寛永一八）のオランダ商館の出島移転後、輸出米量の低下とともに、タイオワンへの輸入量も一時低迷するが、四〇年代の後半には再び増加傾向を示し、一六五〇年代に入ると一六五二年（承応元年）の九七二〇バール（三八八八石）をピークとして⁽²⁷⁾、毎年七～八〇〇〇バールが輸入されていた。

しかし、こうしたタイオワンへの日本米の輸出も、一六五〇年代末になると急速に減少し、一六六一（寛文元）年の一〇〇〇バールを最後として終焉を迎える⁽²⁸⁾。同時にオランダ

船による日本からの米の輸出も、その四年後の一六六五年（寛文五）を最後としているのであるが、それはなぜであろうか。

一六五〇年代末、タイオワンのオランダ人は、明の遺臣である鄭成功（国姓爺）の進入の脅威に直面する。当時鄭氏は、福建省を中心とする中国南部を拠点として、清朝に抵抗する一方で、日本および東南アジアとの貿易に大きな影響力を持っており、南シナ海での貿易をめぐる、オランダと敵対関係にあった。そして一六六一（寛文元）年四月、鄭成功はついにタイオワンを攻撃する。オランダも鄭氏の米襲に備え、タイオワンへの兵員・物資の増強を行っていたが、『バタビア城日誌』同年六月二四日条によれば、当時タイオワンの食糧は約一年分の備蓄があったという⁽²⁾。これに伴って、同年出島オランダ商館は、ロースダイネン号・ホーヘラント号・フィンク号の三隻のオランダ船に、一〇〇〇バールの米と、捕獲したジャンク船シャム号に積まれていた二〇〇ラストの米とをタイオワンに送ろうとするが、このうちシャム号は暴風雨のためにタイオワンに寄港できず、バタビアへ向かっている⁽³⁾。結局翌一六六二（寛文二）年二月、ついにオランダ人は降伏し、タイオワンは鄭氏の支配するところとなるのである。

このように、オランダ商館の日本米輸出の消長は、オランダのタイオワン経営と軌を一にしていたのであり、オランダのタイオワン撤退と共に、寛文八年（一六六八）の輸出禁止令を待たずして、オランダ船の日本米輸出はその意義を失うのである。

註

- (1) 加藤榮一「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年、四八七—四八八頁）。同『幕藩制国家の形成と外国貿易』、校倉書房、一九九三年、七七一—七八頁。
- (2) *Negotie Journaal* anno 1620/24, N.F.J.829.
- (3) *op. cit.*.
- (4) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第四輯、岩波書店、一九七〇年、二〇六一—二〇七頁。
- (5) *Negotie Journaal* anno 1639, N.F.J.839.
- (6) *Factuur* anno 1621/24, K.A.11877. *Factuur* は東京大学史料編纂所所蔵マイクロフィルムによる。
- (7) *Factuur* anno 1633/34, K.A.11877.
- (8) 永積昭「オランダの東インド経営初期に於けるシャム貿易の役割——一六三四年のパタニ遠征をめぐる——」（『東洋学報』三九—二、一九五六年）。
- (9) 村上直次郎訳注・中村孝志校注『バタビア城日誌』三、平凡社、一九七四年、三二九頁。
- (10) 永積昭、註（8）所掲論文。

- (11) 永積昭『オランダ東インド会社』、近藤出版社、一九七一年、一一四—一一六頁。
- (12) 加藤榮一「公儀と異国」(加藤榮一・山田忠雄編『講座日本近世史』二、有斐閣、一九八一年、九一頁)。
- (13) 同前。
- (14) 加藤榮一、註(12)所掲論文、九〇頁。
- (15) *Negotie Journaal* anno 1633/35, N.F.J.834.
- (16) *Negotie Journaal* anno 1635, N.F.J.835.
- (17) *Negotie Journaal* anno 1636, N.F.J.836.
- (18) 中村孝志「台湾に於ける蘭人の農業奨励と発達—和蘭の植民政策の一例—」(『社会経済史学』七—三、一九三七年)。
- (19) 『バタビア城日誌』一、二七八頁。
- (20) 中村孝志「オランダの台湾経営」(『天理大学学報』第四十三輯、一九六四年)。
- (21) 同前。
- (22) J.L.Blussé & M.E.van Opstall eds., *De Dagregisters van het Kasteel Zeelandia, Taiwan 1629-1662. Deel I*, Martinus nijhoff, 's-Gravenhage, 1986.
- (23) 『バタビア城日誌』二、三〇四頁。
- (24) 『バタビア城日誌』三、一八〇頁。
- (25) J.L.Blussé & M.E.van Opstall eds., *ibid. Deel I*, p.90, E fol.574.
- (26) 註(17)所掲史料。
- (27) *Negotie journaal* anno 1651/52. *Factuur* anno 1651/52.
- (28) *Negotie journaal* anno 1660/61. *Factuur* anno 1660/61.
- (29) 『バタビア城日誌』三、二二八頁。
- (30) 『バタビア城日誌』三、二六六頁。

第二節 一七世紀オランダ商館の砂糖輸入と台湾産砂糖

オランダ商館における砂糖輸入の初出は平戸時代の一六二五年で、この年には白砂糖七〇五〇カティー(一カティーは一斤、一・二五ポンド)が輸入されている(表2-4)⁽²⁾。同年の白砂糖の販売量は、これを上回る七五〇〇カティーであることから(表2-5)、この販売量の中には、前年度からの繰越分が含まれていたと考えられ、オランダ商館による白砂糖の輸入は、すでに一六二四年以前からおこなわれていたことがわかる。

翌年、寛永五年(一六二八)に台湾で起こった朱印船船頭浜田弥兵衛とオランダ人との衝突、いわゆるタイオワン事件のため、平戸オランダ商館の貿易は、同九年(一六三二)まで中断する。貿易再開後、寛永十一年(一六三四)には白砂糖四万九二九八カティーに

表2-4 平戸・出島オランダ商館砂糖輸入量(1625-1679年)

年	白砂糖(ポント)	水砂糖(ポント)	その他砂糖(ポント)・備考
1625(同 2)	8,812.5	0	
1627(同 4)	28,125	0	
1628(同 5)	0	0	
1634(同 11)	61,622.5	69,747.5	
1635(同 12)	88,735	126,426.25	
1636(同 13)	271,406.25	131,761.25	swart(黒砂糖) 80,420 swart Quinamse(広南産黒砂糖) 25,000 swarte Javaense(ジャバ産黒砂糖) 12,500 bruine(褐色砂糖) 32,656.25 Bruine Siamse(シム産褐色砂糖) 18,750
1637(同 14)	140,918.75	166,531.25	swart(黒砂糖) 1,750 swart Quinamse(広南産黒砂糖) 52,703.75
1638(同 15)	112,156.25	0	
1640(同 16)	31,453.75	0	
1641(同 17)	52,767.5	0	swart(黒砂糖) 58,750 swarte Saccamsche(赤嵌産黒砂糖) 30,843.75 bruine(褐色砂糖) 69,500 swarte Saccamsche(赤嵌産黒砂糖) 13,218.75
1642(同 18)	0	99,981.25	
1643(同 19)	0	0	
1644(正保元)	0	0	
1645(同 2)	86,456.25	0	
1646(同 3)	391,893.75	0	
1647(同 4)	0	0	
1648(慶安元)	0	0	
1649(同 2)	125,051.25	0	
1650(同 3)	125,465	0	
1652(承応元)	183,475	0	白砂糖はFormosa(台湾)産
1654(同 3)	152,397.5	0	〃
1655(明暦元)	224,850	0	〃
1656(同 2)	474,011.25	0	〃
1657(同 3)	571,273.75	0	〃
	85,345	0	
	(Japaerseジャバ産)		
1658(万治元)	817,523.75	0	〃
1660(寛文元)	0	0	〃
1665(同 5)	0	0	
1666(同 6)	49,707	0	
1667(同 7)	0	118,710	
1668(同 8)	291,469	61,517	broot suycker(棒砂糖) 50,595 swarte suycker(黒砂糖) 24,472
	(Bengaelseベンガル産)		
	20,075(Japaerseジャバ産)		
1669(同 9)	454,289	49,843	白砂糖はBengaelse(ベンガル)産
1670(同 10)	252,922.5	98,245	〃
1671(同 11)	0	0	
1673(延宝元)	111,882	0	白砂糖はBengaelse(ベンガル)産
1677(同 5)	0	0	
1678(同 6)	0	0	
1679(同 7)	0	0	

註) Negotie Journalen anno 1625/26-1678/79, N.F.J.830-869, Negotie Grootboeken anno 1624/26-1678/79, N.F.J.975-1012 による。

表2-5 平戸・出島オランダ商館白砂糖・氷砂糖取引量・価格(1625-1679年)

年	白砂糖		氷砂糖	
	取引量(ポンド)	価格(匁/斤)	取引量(ポンド)	価格(匁/斤)
1625(同 2)	9,375	0.460	0	0
1627(同 4)	26,392.5	0.500	0	0
1628(同 5)	0	0	0	0
1634(同 11)	60,227.5	0.596	69,735	0.706
1635(同 12)	89,458.75	0.900	126,426.25	0.900
1636(同 13)	258,401.25	0.565	131,761.25	0.782
1637(同 14)	145,523.75	0.382	154,416.25	0.682
1638(同 15)	103,301.25	0.432	0	0
1640(同 16)	3,677.5	0.300	0	0
1641(同 17)	51,856.25	0.280	0	0
1642(同 18)	0	0	85,440	0.452
1643(同 19)	0	0	0	0
1644(正保元)	0	0	0	0
1645(同 2)	77,795	0.623	0	0
1646(同 3)	399,061.25	0.380	0	0
1647(同 4)	169,437.5	0.353	0	0
1648(慶安元)	0	0	0	0
1649(同 2)	123,590	0.842	0	0
1650(同 3)	117,288.125	0.635	0	0
1652(承応元)	174,406.25	0.752	0	0
1654(同 3)	139,576.25	1.038	0	0
1655(明暦元)	214,935	0.874	0	0
1656(同 2)	455,762.5	0.759	0	0
1657(同 3)	536,611.25	0.841	0	0
	76,987.5	0.574		
	(Japaerse ^ノ 産)			
1658(万治元)	554,468.75	0.696	0	0
1660(寛文元)	1,097.5	0.669	0	0
1665(同 5)	0	0	0	0
1666(同 6)	39,596.25	0.895	0	0
1667(同 7)	0	0	106,447.5	1.730
1668(同 8)	261,326.25	0.719	54,652.5	1.169
	(Bengaelse ^ノ 産)			
1669(同 9)	396,075	0.484	42,382.5	1.270
1670(同 10)	219,853.875	0.680	1,194	1.125
1671(同 11)	0	0	0	0
1673(延宝元)	110,195	0.276	0	0
1677(同 5)	0	0	0	0
1678(同 6)	0	0	0	0
1679(同 7)	0	0	0	0

註) Negotie Journalen anno 1624/26-1678/79, N.F.J.829-869, Negotie Groot-boeken anno 1624/26-1678/79, N.F.J.975-1012 による。

加えて、初めて氷砂糖の輸入が仕訳帳に記載され、その量は五万五七九八カティーであった⁽²⁾。翌一二年（一六三五）には、白砂糖七万〇九八八カティーに対して氷砂糖一〇万一一四一カティーと氷砂糖の輸入の方が上回っている⁽³⁾。翌一三年（一六三六）には、合計四五万七九九五カティーの砂糖が輸入されている⁽⁴⁾。これは平戸時代を通じての最大量であるが、注目すべきはその内訳で、この年は白砂糖・氷砂糖のほかに、新たに「swart suycker 黒砂糖」九万四三三六カティーと「bruijne suycker 褐色砂糖」四万一一二五カティーと四種類の砂糖が輸入されており、広南・ジャワ・台湾の赤炭（サッカム）といった産地が記載されている⁽⁵⁾。翌一四年（一六三七）には、平戸オランダ商館の砂糖輸入量は、白砂糖一万二七三五カティー・黒砂糖四万三五六三カティー・氷砂糖一三万三二二五カティーとなり、氷砂糖の輸入はピークを迎えている⁽⁶⁾。

その後、オランダ商館が出島に移転する寛永一八年（一六四一）にも、黒砂糖・褐色砂糖の輸入が見られ、とりわけこの年は黒砂糖七万一六七五カティー・褐色砂糖五万五六〇〇カティーと、ともに白砂糖の輸入量四万二二一四カティーを上回っている⁽⁷⁾。このように、初期のオランダ貿易における砂糖輸入においては、日本商館へもたらされる砂糖の供給地は多様であり、しかもその時々々の砂糖の供給状況によって、白砂糖・氷砂糖・黒砂糖の割合が入れ替わっていたことがわかる。こうした砂糖輸入の成立期に見られる多様性は、日本への砂糖の供給が台湾産砂糖を中心として安定する一六四〇年代の末まで続いている。

これらの砂糖の取引であるが、一六二〇・三〇年代の平戸時代には、オランダ商館の輸入砂糖は、他の輸入商品と同様に、その大半は直接日本商人と取引されていた。仕訳帳によれば、表2-6のごとく、寛永二年（一六二五）から四〇年までの一六年間に、同商館から砂糖を購入した日本人は、掛売りでの取引を行っていた者だけでも、一六二五年一月二四日の「平戸のサンソ殿」から一六四〇年一月二九日の「ジンベ（甚兵衛）殿」まで、延べ二八名の合計一七人であり、この他にも不特定多数の日本人との間に、現金勘定で不定期的な取引がおこなわれている⁽⁸⁾。掛売りで砂糖の購入をおこなっていた人物には、堺・大坂・京都の上方の商人六人の他、平戸の領主松浦隆信とその一族・家老や唐津領主寺沢広高といった領主クラスが含まれていたが⁽⁹⁾、これら領主階級の購入分は現金勘定による取引分全体の約〇・五％に過ぎない。このことから、平戸時代のオランダ貿易の輸入砂糖は、一部の奢侈的用途を除く大半の部分が、都市特権商人によって他の輸入商品とともに国内に流通していたことを示している。

しかし、寛永一八年（一六四一）五月のオランダ商館の出島への移転により、同商館の勘定口座による日本人との取引は廃止された。翌同十九年（一六四二）から正保元年（一六四四）までの三年間オランダ商館による白砂糖の輸入は中断していることにも、この取引の変化が何らかの影響を与えていると考えられる⁽¹⁰⁾。正保二年（一六四五）には白砂糖の輸入が再開され、翌三年（一六四六）には早くも二五万〇八一カティーと平戸時代を上回る量が輸入されている。一方、氷砂糖は寛永一八年（一六四一）に七万九八八五カティー

表2-6 平戸オランダ商館砂糖取引勘定

年	月日	人物名	取引量(カティー)	取引高(グルデン)	種類
1625(寛永2)	10.24	サンソ殿(平戸)	7,500	1,078:2:8	砂糖
1627(同 4)	11.27	新九郎殿	2,314	361:11:4	〃
1634(同 11)	10. 6	飴屋藤左衛門(堺)	1,677	471:13:2	氷砂糖
	10.16	平野屋作兵衛(平戸)	487	106:10:10	〃
1635(同 12)		〃	5,457	1,023:3:12	白砂糖
	10.18	宮崎殿(長崎)	51,862	11,344:16:4	氷砂糖
		〃	38,497	7,218:3:12	白砂糖
	10.25	金屋新九郎殿	71,506	20,111:1:4	砂糖
		〃	100,426	28,244:16:4	氷砂糖
	10.30	肥前様(平戸の領主)	61	17:3:2	砂糖
1636(同 13)		〃	1,677	471:13:2	氷砂糖
	11.10	山崎屋助市郎(大坂)	102,065	22,747:4:6	〃
		〃	8,050	780:__:14	褐色砂糖
		肥前様(平戸の領主)	200	44:9:3	氷砂糖
		〃	719	94:9:9	白・褐色
	12. 3	金屋助右衛門(京都)	200,566	32,296:2:5	白砂糖
1637(同 14)	12. 5	小西新兵衛(堺)	104,978	10,715:13:12	褐色砂糖
	12.22	唐津の領主(寺沢広高)	488	94:9:9	氷砂糖
	12.29	山崎屋助市郎(大坂)	122,666	23,842:11:11	〃
1638(同 15)	10.10	平野屋作兵衛(平戸)	278	34:4:9	白砂糖
	10.25	熊沢大膳(平戸の奉行)	544	66:19:8	〃
	10.27	松浦大守(平戸の三番家老)	118	14:10:11	〃
	11. 3	金屋助右衛門(京都)	81,043	9,977:19:14	〃
	11.23	松浦主殿頭	112	13:15:14	〃
	11.26	松浦蔵人(平戸の次席家老)	87	10:14:5	〃
	12. 1	肥前様(平戸の領主)	236	29:__:14	〃
	12.24	松浦内匠(平戸の主席家老)	277	23:13:11	砂糖
1640(同 16)	12.29	甚兵衛(堺)	313	26:15:4	〃

註) Negotie Journalen anno 1624/26-1640, N.F.J.830-840 による。1カティー=1斤=1.25ポンド。人物の身分は加藤榮一「平戸オランダ商館の商業帳簿にみられる日蘭貿易の一断面」(『東京大学史料編纂所報』第3号、1969年)「一六三七年平戸オランダ商館貿易表(一)(二)」(『東京大学史料編纂所報』第5号・第6号、1971・1972年)による。

一を輸入して以来、寛文七年(一六六七)まで中断し、毎年安定した輸入は元禄九年(一六九六)まで見られないことから、オランダ商館の出島への移転は、同時に砂糖輸入における白砂糖の優位の始まりであった。

オランダ商館による白砂糖の輸入は、一六四〇年代末から急激に増加する。慶安二年(一六四九)には、すでに白砂糖の輸入は、一〇万カティーを越えていたが、明暦三年(一六五七)には五〇万カティーを越え、翌万治元年(一六五八)には六五万四〇一九カティーと、出島オランダ商館による砂糖の輸入は第一のピークを迎える⁽¹⁾。こうした一六四〇年代末から一六五〇年代にかけての砂糖の輸入の増加は、どのような背景にもとづくのであろうか。一六五〇年代における白砂糖の取引高は、出島オランダ商館の取引高全体の約三・七五%に過ぎず、この時期の白砂糖の輸入の拡大は、国内における砂糖の需要の増

加というよりも、オランダ貿易の取引全体の発展によったもたらされた相対的な結果といえよう⁽²⁾。

しかし、砂糖輸入の発展をオランダ貿易の全体構造とは別の外的条件に求めるならば、そこには供給者であるオランダ東インド会社が抱えていた以下の諸事情が浮かび上がって来るのである。

第一には、この時期オランダ東インド会社のヨーロッパにおける砂糖の販売需用が急激に減少することである。オランダ東インド会社は、すでに一六一六年には十七人委員会が、砂糖その他の商品をアジアより本国に送ることについて言及しており、一六二二年には二二万ポンドの中国産の砂糖が本国に送られている⁽³⁾。一六三〇年代にはオランダ東インド会社は、中国産に加えて、ベンガル産・シヤム産の砂糖をヨーロッパに輸出していたが、一六四〇年代に入ると、ブラジル産の砂糖がヨーロッパ市場へ大量に輸入されたため、ヨーロッパにおける砂糖の価格が下落し、さらに一六五〇年代にはヨーロッパにおける砂糖消費ブームが落ち込みを見せ始めた⁽⁴⁾。従って、こうした事情が、オランダ東インド会社の砂糖販売の中心を日本をはじめとするアジアの市場へと移させたと見られる。

第二には、アジアにおける砂糖の供給地の変化がある。一六四〇年代に入ると砂糖の産地は、中国・ベンガルの他に台湾・ジャワと広がり、とりわけ台湾産砂糖の需要は大きかった⁽⁵⁾。オランダ東インド会社は、一六二四年に台湾南部のタイオワン（安平付近）に商館を設置するが、一六三〇年代に入るとオランダの台湾経営は、日本との生糸貿易の中継地としての重要性を増し、それとともにオランダ人による植民政策も本格化する。台湾にはそれまで野生種の甘蔗（サトウキビ）しかなかったが、一六三〇年代にタイオワン長官ハンス・ブットマンスおよびファン・デル・ブルフのもとで、植民政策の柱として農業奨励策が積極的に押し進められ、米と共に砂糖の栽培がおこなわれたという⁽⁶⁾。砂糖の栽培は、中国商人の協力のもと中国本土よりの移住農民によってすすめられ、とりわけ砂糖生産の中心地であった赤嵌（サッカム）においては、一六三六年に白砂糖一万二〇四二斤・黒砂糖一万〇四六一斤が日本へ送られたのをはじめとして⁽⁷⁾、一六四五年には一五〇万斤の砂糖生産量のうち六万九〇〇〇斤が日本へ送られたという。台湾における砂糖生産量は、一六五八年には一七三万斤に達したが、この内八〇万斤がペルシアに、六〇万斤が日本に輸出されることになっていた⁽⁸⁾。こうした台湾における砂糖生産の発展を受けて、出島オランダ商館の元帳（Negotie Groot Boeken）における輸入商品中の白砂糖の勘定科目名も、承応元年（一六五二）より「Formosaanse poei jersuyker フォルモサ（台湾）産白砂糖」と、生産地を特定して記載されるようになった⁽⁹⁾。

このように一六五〇年代のオランダ商館の砂糖輸入の発展は、多分にオランダ側の供給事情、とりわけオランダによる台湾経営の発展に依拠する性格のものであり、一六六一年四月、明の遺臣鄭成功が台湾に米襲し、翌年オランダ人を台湾より駆逐すると、それはただちにオランダ商館の砂糖輸入を根幹から揺るがすこととなる。オランダの台湾よりの

撤退は、対日貿易の中継点としてのタイオワン商館の消滅とともに、東南アジアにおける砂糖の一大供給地を失うことを意味していたのである。出島オランダ商館への台湾産砂糖の輸入は、皮肉にもそのピークとなった万治元年（一六五八）を最後として途絶え、それに代わってベンガル産砂糖が登場することとなる。⁽²⁰⁾

註

- (1) *Negotie Journaal* anno 1624/26, N.F.J.830.
- (2) *Negotie Journaal* anno 1633/35, N.F.J.834(K.A.11827).
- (3) *Negotie Journaal* anno 1635, N.F.J.835(K.A.11827).
- (4) *Negotie Journaal* anno 1636, N.F.J.836(K.A.11827).
- (5) *op. cit.*.
- (6) *Negotie Journaal* anno 1637, N.F.J.837(K.A.11828).
- (7) *Negotie Journaal* anno 1641, N.F.J.841(K.A.11828).
- (8) *Negotie Journalen* anno 1620/24-1640, N.F.J.829-840(K.A.11827-11828).
- (9) 平戸オランダ商館と取引のあった日本人については、加藤榮一「平戸オランダ商館の商業帳簿に見られる日蘭貿易の一断面」（『東京大学史料編纂所報』第三号、一九六九年）、同「一六三七年平戸オランダ商館貿易表（一）（二）」（『東京大学史料編纂所報』第五号・第六号、一九七一・一九七二年）がある。
- (10) *Negotie Journalen* anno 1641/42-1643/44, N.F.J.842-844(K.A.11828).
- (11) *Negotie Journaal* anno 1657/58, N.F.J.857(K.A.11829).
- (12) *Negotie Journalen* anno 1651/52-1657/58, N.F.J.851-857(K.A.11829).
- (13) Glamann, Kristof, *Dutch-Asiatic Trade 1620-1740*, Danish Science Press, Copenhagen, 1958, p.153.
- (14) Glamann, *ibid*, pp.156-158.
- (15) Glamann, *ibid*, pp.156-157.
- (16) 中村孝志「台湾に於ける蘭人の農業奨励と発達—和蘭の植民政策の一例—」（『社会経済史学』第七卷三号、一九三七年）。
- (17) 同前。
- (18) 同前。出島オランダ商館の仕訳帳によれば同年には六五万四〇一九カティーの白砂糖が輸入されている。*Negotie Grootboek* anno 1657/58, N.F.J.1000(K.A.11829).
- (19) *Negotie Grootboek* anno 1651/52, N.F.J.995(K.A.11829).
- (20) *Negotie Grootboek* anno 1657/58, N.F.J.1000(K.A.11829).

第四節 寛文八年（一六六八）の輸出入品禁止令

寛文八年三月（一六六八）、幕府は長崎の唐・オランダ船に対して銀の輸出を禁止した。この禁令は、長崎市中へも

一、異国商売代之儀、唯今迄は銀子にて被道候得共、当年より金子にて阿蘭陀唐船共ニ可被道候間、其段町中え相触可申者也。⁽¹⁾

と触れ出されているが、唐・オランダ貿易へ深刻な影響を及ぼし、唐船に対しては寛文十一年（一六七一）に丁銀の輸出を再許可している。⁽²⁾

同年にはまた、銀以外の貿易品目についての禁止令も出されていることが、これまでも指摘されているが⁽³⁾この禁令について、ここで改めて検討することとしたい。

この法令については諸種の史料があるが、その内容は必ずし同一ではない。したがってここでは先ず、これらと比較しつつその実像に迫りたい。

先ず、幕府の正史である『徳川実記』によれば、この法令は寛文八年三月八日に長崎奉行に対して諭告されたものとなっており、

此日長崎の奉行に諭告せらるゝは。真綿。くり綿。絹。紬。木綿織物。麻布。染物。蠟燭。銅。漆。油。酒。今年より異域にをくるべからず。但油。酒は船中の常用に備ふるはくるしからず。薬品の外植物。生類。諸器材。金糸。薬劑とならざる唐産類。珊瑚樹。たんから。丹土。蘭産器物。唐草。ひよんかつ。衣服の用に充らざる美麗の布帛等。かたく舶米せしむべからず。羅紗。羅背板。猩々緋の三種はゆるさるべし。その他の毛布は禁ずべしとなり。⁽⁴⁾

とあり、

①貿易禁止品目は十二種品目の「異域にをくるべからず」商品と同じく十二種品目の「舶米せしむべからず」商品の合計二十四種品目であり、輸出入品全般にわたっていること。

②貿易禁止品目のみならず、輸出品における油・酒といった一部許可の貿易制限品目を含んでいること。

が明らかである。

この『徳川実紀』の貿易禁止令は、「年録」および「大成令」を出典としているが、それは同じ「大成令」を出典とする『徳川禁令考』巻六十一の「寛文八申年五月異国¹²遣間數品之覚」の内容と一致している。⁽⁵⁾この「寛文八申年五月異国¹²遣間數品之覚」は『徳川実紀』の禁令と同じく、三月八日の日付となっているが、輸入禁止品中の「諸器材」が「小間物道具」に、「蘭産器物」が「阿蘭陀物惣而珍物之類」になっており、「唐草」の代わりに「加羅皮」が記載されているなど、細かい品目に『徳川実紀』との相違が見られる。

さらに、同令は『御触書寛保集成』三五の「唐物并唐船部」にも収録されており、ここでも輸出禁止品一二品目と輸入禁止品一二品目からなっている。⁽⁶⁾

このように、寛文八年の貿易禁止令は、輸出入品全般に及んでいるのであるが、先ず注目すべきは、史料によって品目に異同があることであり、このことは、これまで見過ごされてきたといつてよい。試みに輸出禁止品にかぎって、管見の限りの史料を比較・一覧すると表2-7のごとくとなる。

ここから明らかなように、寛文八年の貿易禁止令は、その項目の立て方によって、「大成令」を出典とする『徳川実紀』・『徳川禁令考』・『御触書寛保集成』・『唐通事会所日録』・『寛宝日記』の系統と、「長崎覚書」（『通航一覧』巻一五五所収）・「長崎雑記」（九州大学文化史研究施設所蔵）の二つの系統に分けられる。

すなわち、『通航一覧』巻一五五所収の「長崎記」「長崎覚書」では、同令の輸出禁止品目と輸入禁止品目が、「大成令」の系統の諸史料より詳細に区分されている⁽⁷⁾。

従来、寛文八年の貿易禁止令の目的については、その後、寛文十二年（一六七二）の市法商法との関連から、輸入品の禁止を中心として捉えられており、輸出禁止品目についても、金銀の流失防止と物価の騰貴抑制とが指摘されてきたが⁽⁸⁾、輸出禁止の対象となっている銀以外の輸出品の中には、こうした説明だけでは不十分な武器などが含まれており、史料によっては、むしろそちらの方がより中心的に取り扱われてさえいるのである。

そこで、同令における輸出品の禁止について、さらに考察してみたい。

先ず第一にこの禁令の対象であるが、『通航一覧』巻百五十五所載の「長崎覚書」によれば、輸出禁止品目に関して、特に「従日本阿蘭陀国に御停止物之覚」が定められており⁽⁹⁾、また九州大学文化史研究施設に所蔵されている「長崎雑記」においても、寛文八年の輸出禁止品は、「日本に買取い品御停止物」と「従日本阿蘭陀国に持渡事御停止之品」との二つの項目に分けられ、特にオランダ船に対する禁止が別に立てられているのである⁽¹⁰⁾。そこでここでは、具体的にそのオランダ船に対する禁止品目を検討してみることとする。

オランダ船に対する輸出品の禁止については、すでにオランダ商館の平戸から出島への移転直後の一六四一（寛永一八）年八月、幕府はオランダ商館に対して輸出禁止品目を伝えている。すなわち、同月一四日付の出島商館長マリシミリアン・ル・メールの日記によれば

また奉行の命令により、外国人の輸出禁止品目が伝えられた。即ち、金および金細工、銅および銅製品または箱（註＝銅銭）、日本の各種銃器、硫黄および火薬は少量のほか、米、豆、小麦粉その他類似の食料品は諸船航海中使用する以外、人参は一年五十斤以上、漆器屏風そのほかに町、城、人物特に武器の使用に関する絵のあるもので、その禁に背くものは斬首の刑に処するというのである。⁽¹¹⁾

とあり、金属や武器・火薬、その他軍需物資や軍事情報の持ち出しを禁止しようとしているが、その中に米が含まれていることは注目に値しよう。

さて、寛文八年の輸出禁止品目であるが、「長崎覚書」の「従日本阿蘭陀国に御停止物之覚」によれば

表2-7 寛文八（1668）年輸出禁止品目

品目	徳川実紀 徳川禁令考 御触書集成	長崎覚書		長崎雜記		華夷交易明細記	唐通事会所日録	寛宝日記
		その他	御阿蘭陀物 ¹²	品日御本 ¹²	渡阿蘭御事 ¹²			
武具 刀劍 小刀・剃刀・刃物類 大工やり鉋 大工継ぎ鉋		×	×	×	×	×		
武者絵 御紋 絵入源氏 日本絵図 日本船小形 日本船絵図 奴喧嘩人形 節用集		×	×	×	×	×		
絹紬 加賀絹 日野絹 羽二重 郡内類 真綿・緑綿 木綿類 麻布 苧布 染物 布類 日本拵織物	×		×	×	×	×	×	×
銀			×		×			
寛永新銭 銅 漆 蠟燭 塩硝 硫黄	×		×	×		×	×	×
青豆 五穀 油類 酒 焼酎・薬酒	△ △		△ △ △ △ ×	△ △ △ △ ×	△ △	△ △ △ △ ×	△ △ △	× ×

註) ×は輸出禁止。△は船中遣いに限り許可されたもの。

一、御紋 一、武道具 一、武者絵 一、絵入之源氏 一、日本船小形并
 絵 一、日本絵図 一、やつこ喧嘩人形 一、大工やり鉋 一、日野絹
 一、加賀絹 一、紬 一、郡内之類 一、布之類 一、木綿之類 一、
 惣而日本拵織物 一、縹綿 一、真綿 一、銀 一、油（是者、船中遣用
 程御免） 一、酒（但油と同断、一人前一斗宛之御定） 一、劔日本拵之義御
 停止 一、阿蘭陀刀同上 一、鹽硝（但、一艘に五十斤迄御赦免） 一、一
 切油之類（但、一艘に胡麻油五升御免） 一、青豆（但一斗迄御免） 一、五
 穀類（但、飯米者一人前三斗入一俵宛御免、小麦粉蕎麥粉何程にても買渡候儀御免）
 一、酒并藥酒 一、焼酒（但、酒者一人前一斗二合宛に御座候） 一、絹
 一、紬 一、日野絹 一、羽二重 一、真綿（自注、綿織之類） 一、木
 綿一縹綿 一、布之類 一、麻苧 一、麻 一、寛永新銭 一、漆
 一、節用集（自注、是は奥に国尽有之故）

の四〇品目が輸出を禁止されている。⁽²⁾ここで五穀などの持ち出しが一部認められているの
 は、酒や油と同様、「船中遣用」すなわち航海食糧に限ってのことであろう。

一方、「長崎雜記」の「從日本阿蘭陀国¹²持渡事御停止之品」では、「長崎覚書」の
 「從日本阿蘭陀国¹²御停止物之覚」とほぼ同一の品目が挙げられているが、「長崎雜記」
 では、羽二重・日野絹・麻苧・銭・塩硝・食糧品などは、オランダ船を対象とした禁止品
 目には属さず、「日本¹³買取ひ品御停止物」として区分されている。⁽³⁾

このように、同年の禁令においては、唐船もしくは唐・オランダ船全般を対象とするも
 のとは別に、特にオランダ船に対する輸出禁止品目が設定されており、その内容は、寛永
 一八年の禁止品目と同様に、「武道具」「武者絵」「船小形并絵」「日本絵図」といった
 武器・軍事情報を中心としたものとなっているのである。また、武器・軍事情報といった
 直接的な軍事用途を持った商品以外にも、木綿・縹綿・真綿・絹の繊維製品は、わが国の
 国内においても、戦国時代以来、主として兵士の衣料・軍装として利用される軍需物資で
 あったことに注目したい。

さらに、「長崎覚書」によれば、オランダ船に対する輸出禁止品目の中に、寛永一八年
 に禁止しようとした品目である米が含まれており、具体的には「一人前三斗」という、恐
 らくは航海中の食糧に限って許可されている。⁽⁴⁾米がこのような具体的な量に限って制限さ
 れているということは、過去においてそれを上回る輸出がおこなわれていたこと、そのこ
 とが武器・軍事情報とともに憂慮すべきものとなり、寛永一八年には航海中の食糧に限っ
 て制限しようとしたものの具体的な数量が明示されなかったこともあって実効性に乏しく、
 寛文八年の禁令によって「飯米者一人前三斗入一俵宛御免」と具体的に制限されているこ
 とがわかる。

いずれにせよ、これらのことから、寛文八年の輸出禁止品目は、当時のオランダ貿易の
 実態を踏まえたものであり、オランダ船によって、わが国の武器や軍事情報、そして木綿

・絹・米穀といった軍事用途に転用可能な物資が海外に流出することへの危惧があったと考えられるのである。

寛文八年の禁令の出される前年の寛文七年には、博多の豪商伊藤小左衛門らの朝鮮との密貿易が発覚し、その関係者が処刑されているが、この事件も実は朝鮮への武器の密輸が発覚したものであった⁽⁴⁾。これによって、同年七月二五日には老中により、「朝鮮国に密々武道具指渡候者罪科覚」が出され、朝鮮へ武器の密輸者の罪刑が定められており⁽⁵⁾、このことも幕府にオランダ船の輸出品に注目させることとなったのであろう。

このように、寛永鎖国令以後の寛文期に至っても、わが国は武器および軍需転用可能物資の輸出を通して、一七世紀の東アジアの国際政治に関与する可能性を持っていたといっていよいであろう。その背景には、当時の東アジアは依然として、明清交替の政情不安にあり、東南アジア各地においても、内乱とヨーロッパ勢力との抗争、さらにはオランダ・イギリス・ポルトガル・スペインの新旧ヨーロッパ勢力の確執が生じていたことを忘れてはならないであろう。

寛文期は同八年の銀をはじめとする貿易品の統制、同一二年の市法商法に見られるごとく、長崎貿易における貿易品の確定と貿易仕法の確立がおこなわれる重要な時期であった。

一方、国内経済とのかかわりを見るならば、寛文期には大坂を中心とする幕藩制的全国市場の完成がみられることは、しばしば指摘されるところである。また、同年には幕府は米・麦・豆・酒・魚油などの諸商品について、江戸市中の在庫の調査を行ない、その流通量の管理をおこなうとともに、諸藩の津留品目の調査を実施している⁽⁶⁾。こうしたことから、同年の輸出制限令は、ひとつには幕藩制的な流通統制の一貫として、国内市場の対外的な完結をめざしたものであったと思われる。

しかし、一方で同令のオランダ船に対する輸出禁止品目は、米穀などの幕藩制的流通商品にとどまらず、武器・軍需品にも及んでおり、むしろそちらに比重があるようにすら見られる。したがって、同令は単に国内における幕藩制的流通機構の保護・整備という経済的意図と、東アジアにおける国際紛争への関与の回避という政治的意図との結合によってもたらされた政策であったといえよう。その意味において同令は、寛永鎖国体制の本質を体現するものであった。

註

- (1) 高柳貞三・石井良助編『御触書寛保集成』、岩波書店、一九七六年、九七〇頁。
- (2) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』、吉川弘文館、一九六四年、二一三頁。
- (3) これまでこの法令について、太田勝也氏は「奢侈的な十数品目の輸入を禁止」したとされ(同「長崎貿易の展開」〔中田易直編『近世対外関係史論』、有信堂、一九七七年〕一二九頁)、中村賢氏は、「同令の輸入禁止品は一〇八品であり、輸出禁止品は、唐船では一二品、オランダ船では七品であった」とされ(同「島原の乱と

鎖国」〔『岩波講座日本歴史』近世1、岩波書店、一九七五年、二五七頁〕、その後、「輸出禁制品に唐船では五穀・真綿・布・寛永新銭など一二品、オランダもほぼ同じく一七品」とされている（中村質『近世長崎貿易史の研究』、吉川弘文館、一九八八年、一七七頁）。

- (4) 『徳川実記』第五篇、吉川弘文館、一九二九年、一〇頁。
- (5) 『徳川禁令考』前集第六、創文社、一九五九年、四一〇頁。
- (6) 註(1)所掲書、九六九—九七〇頁。
- (7) 『通航一覽』第四、国書刊行会、一九一三年、二六七—二六九頁。
- (8) オスカー・ナホッド著・富永牧太訳『十七世紀日蘭交渉史』、養徳社、一九五六年、二三七—二三九頁。山脇、前掲書、四二—四三頁。
- (9) 『通航一覽』第四、二六八頁。
- (10) 九州大学文学部文化史研究施設所蔵「松本文庫」。
- (11) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』第一輯、岩波書店、一九五六年、八四頁。
- (12) 註(9)引用史料。
- (13) 註(10)引用史料。
- (14) 註(9)引用史料。
- (15) 森永種夫編『犯科帳』(一)、犯科帳刊行会、一九五八年、三一—二頁。武野要子『博多の豪商』、葦書房、一九八〇年、一四八—一五二頁。
- (16) 註(5)所掲書、四一〇頁。
- (17) 中井信彦「近世都市の発展」(『岩波講座日本歴史』近世3、岩波書店、一九六三年、八三頁)。

ま と め

以上、近世初期の東アジアにおける日本米の役割とそこから派生する寛文八年の輸出入品制限令における米の輸出禁止の意味について考察した。一六六二年のオランダの台湾撤退によりオランダの台湾経営における日本米の役割は終わりを告げるなど一六六〇年代は、明末清初の動乱が終息に向かい東アジア国際社会は新たな局面を迎える。国内においてもこの時期は寛文期として幕藩制全国市場の成立期とされている。この二つの動きは決して無関係ではなく、幕藩制経済としての鎖国の貫徹には、このような国際的条件が前提として存在していたのである。

しかし寛文八年の輸出入品禁止令は、オランダの台湾撤退後もオランダ船が輸出する商品が、東アジアにおいて一定の軍事的役割を演じる政治に関与する可能性がなお存在しているという幕府の認識をあらわしているといえよう。その意味において商品の流通統制を

